平成２９年（フ）第１３２号
京都市右京区鳴滝般若寺町17番地18
債務者　田辺　直子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目340番地東園田ハイツ604
債務者　琴賀岡　学
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９６号
奈良県天理市勾田町123番地２　エンゼルハイツ105号
債務者　小林　順子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２１号
奈良県桜井市大字大福263番地２
債務者　北浦アイ子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１６４号
鳥取県米子市両三柳4578番地２　８棟302号、前住所鳥取県西伯郡大山町所子277番地　グランディオール大山205号
債務者　藤原　　唯（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２号
山口県光市大字小周防1462番地12　メイプルビュー・プラッツＡ棟104号
債務者　播元由紀子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１１号
愛媛県新居浜市新須賀町２丁目９番６号
債務者　伊藤みゆき
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１２号
福岡県田川郡福智町神崎1011番地１
債務者　有藤　久志
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１９号
佐賀市久保田町大字新田746番地
債務者　土井　健史
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
熊本市北区龍田町弓削740番地１　プレジデンシャル鼎201号室
債務者　馬渡まゆみ
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
熊本県菊池郡大津町大字森242番地１
債務者　森下　茂行
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１号
宮崎市堀川町138番地７　はまゆう荘203号
債務者　福留　忠良
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５号
宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅189棟５号
債務者　仙波　晋介
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７号
宮崎市花ケ島町観音免952番地20　レジデンス光303号
債務者　坂元　夏代
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４号
宮崎県日南市大字風田3861番地
債務者　金丸　公俊
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第４４７号
鹿児島県鹿児島市坂之上２丁目13番７号
債務者　副島　圭子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―1507号
債務者　小嶋　　享
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係